

## 委 第 2 号

### 長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第141条（会議規則の疑義）」を「第141条（配布に代わる措置）  
第142条（会議規則の疑義）」  
に改める。

第141条を第142条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

（配布に代わる措置）

第141条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該配布をしたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報技術の活用として公用のタブレット端末を導入し、議会審議に使用するため、議長が、議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、配布をしたものとみなす規定を新設する。